

令和 8 年 10 月 1 日

国家サイバー統括室

サイバー対処能力強化法及び同整備法の一部施行について  
(官民連携の強化、アクセス・無害化措置)

政府機関等からの情報の窃取や重要インフラの機能停止につながる事案が発生するなどサイバー脅威が現実のものとなり、ますます深刻化している状況の中、本日、サイバー対処能力強化法及び同整備法のうち、「官民連携の強化」及び「アクセス・無害化措置」に係る規定が施行されました。

※ 官民連携の強化

政府と民間の間で、強力な信頼・協力関係の下、サイバー脅威に対処するために必要な情報を積極的に提供しあい、行動に繋げることを目指し、①情報共有・対策のための協議会を設置するとともに、②基幹インフラ事業者による資産届出及びインシデント報告を開始するもの。

※ アクセス・無害化措置

サイバー攻撃により重大な危害が発生するおそれがあるなどの一定の要件を満たす場合に、攻撃に使用されているサーバなどにアクセスした上で、不正なプログラムの停止・削除などを行うもの

政府全体として、これらの取組の円滑な運用に万全を期すため、9月30日に古川サイバー安全保障担当大臣出席の下で関係省庁会議を開催し、これまでの準備状況や今後の取組を確認しました（資料[別紙](#)）。

今後とも、我が国が直面するサイバー脅威に切れ目なく対応することができるよう、取組の不断の強化と見直しを行いながら、世界最高水準の強靱さの確保に取り組んでまいります。